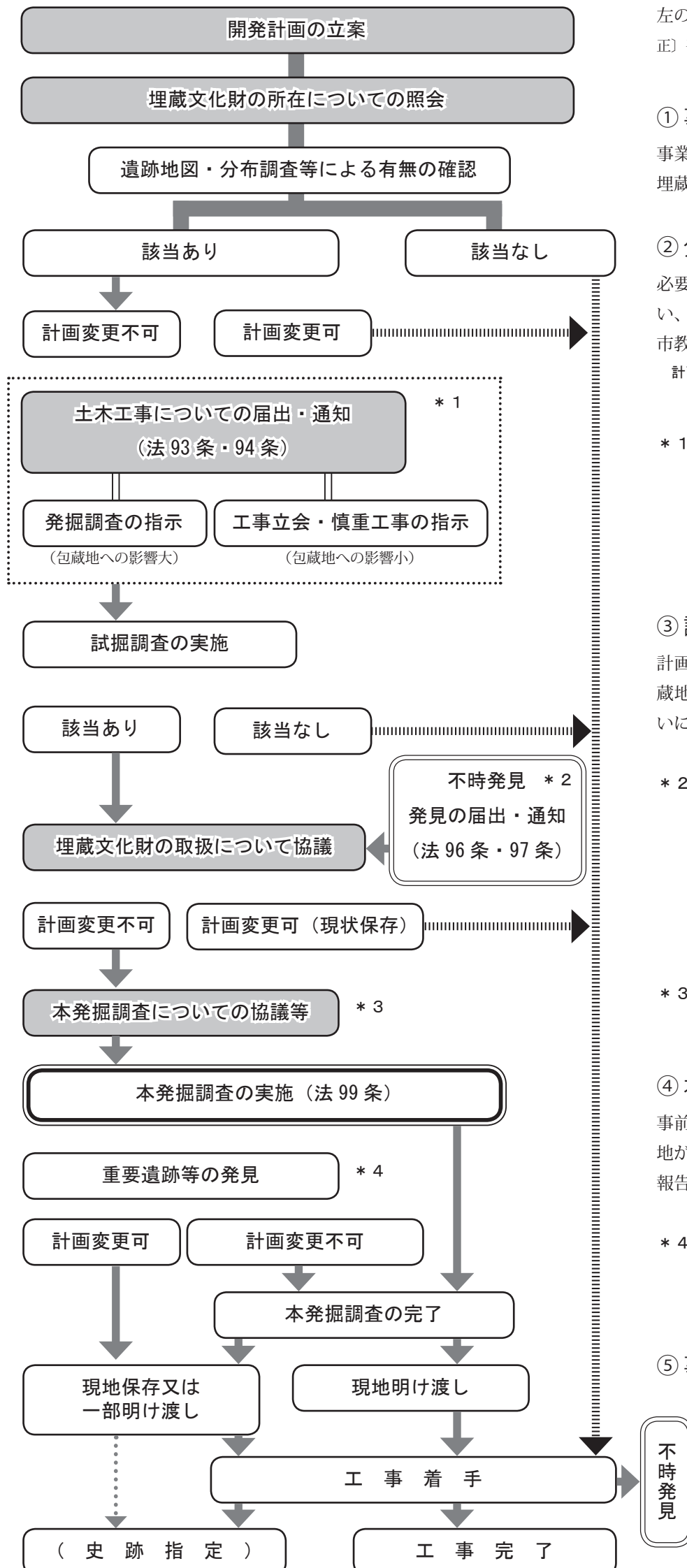


開発事業に対する埋蔵文化財の取り扱い

埋蔵文化財の手続きフロー



左の手続きフローは、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号(改正)平成19年3月30日)に基づいて作成したものである。

① 事前協議

事業地の選定にあたっては、砺波市教育委員会に照会し、周知の埋蔵文化財包蔵地(以下「包蔵地」という)は極力除外する。

② 分布調査

必要に応じ、砺波市教育委員会は事業計画地内で分布調査等を行い、包蔵地の有無及び範囲の確認を行う。この結果に基づき砺波市教育委員会と取り扱いについて協議を行う。

計画変更・・・事業地の範囲変更・工事内容の変更により包蔵地への影響がなくなることを示す

* 1 包蔵地内での工事に着手する前に法93条・94条に基づき富山県教育委員会への届出(通知)書を砺波市教育委員会へ提出する。

③ 試掘調査

計画変更が困難な場合、砺波市教育委員会は試掘調査を行い、包蔵地の遺存状況等を確認する。この結果に基づき包蔵地の取り扱いについて再度協議を行う。

* 2 工事中に出土品の出土等により、貝塚・住居など遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく法96条・法97条に基づき富山県教育委員会へ届出する。

* 3 本発掘調査に関する経費、調査期間、調査体制等について協議を持ち、事業者と砺波市教育委員会等で契約を結ぶ。

④ 本発掘調査

事前の契約に基づき、記録保存のための調査で工事等により包蔵地が影響を受ける部分に対して実施する。現地発掘調査、遺物整理、報告書作成までの工程を指す。

* 4 発掘調査中、重要な遺構等が発見された場合、史跡等として後世に保存するための計画変更の協議を行うことがある。

⑤ 事業地の明け渡し

不時発見